

個人住民税（町民税・道民税）の 給与特別徴収のしくみ

事業主（給与支払者）の皆様へ

個人住民税は、所得税の源泉徴収と同様に、事業主（給与支払者）が従業員（給与所得者）の給与から徴収し、市町村に納入していただく必要があります。

※ この制度を「給与特別徴収」といいます。

● 給与特別徴収とは

個人住民税（市町村民税＋道民税）の給与特別徴収とは、給与の支払者である事業主が、従業員に毎月支払う給与から個人住民税を徴収（引き去り）し、従業員の住所地の市町村に納入する制度であり、地方税法第321条の4で規定されている義務です。

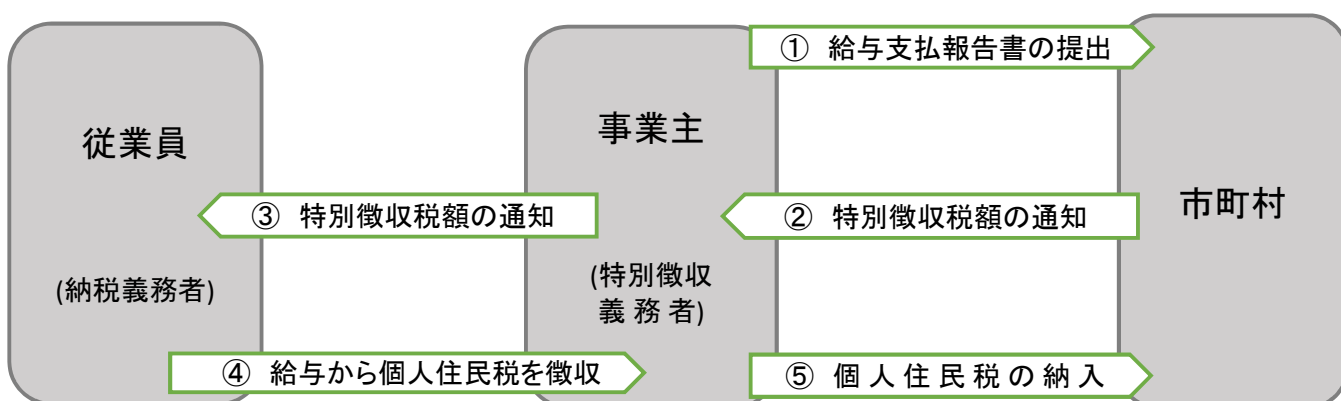
この特別徴収の義務を有する事業主を「特別徴収義務者」といいます。

また、地方税法等の規定により、所得税を源泉徴収している事業主は、個人住民税の特別徴収義務者になります。

地方税法第321条の4（抜粋）

市町村は、～給与の支払をする者のうち所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者を当該市町村の条例によって特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。～

● 給与特別徴収のしくみ



- ① 毎年1月末までに、事業主が従業員の住所地の市町村へ給与支払報告書を提出します。
- ② 毎年5月末までに、市町村が事業主（特別徴収義務者）に特別徴収の税額を通知します。
- ③ 毎年5月末までに、市町村が事業主を経由して従業員（納税義務者）に特別徴収の税額を通知します。
- ④ 6月～翌年5月の毎月、給料日ごとに、事業主が従業員の給与から個人住民税を徴収（引き去り）します。
- ⑤ 徴収した個人住民税を翌月10日までに、事業主が市町村に納入します。